

No.	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(案)修正案
1	第4条	<p>来年4月から要支援者の訪問介護と通所介護が介護保険給付から外され、市の事業に順次、移行されるようになっていきます。移行後は、「多様なサービス」として介護の専門職がいなくてもよい施設や機能訓練室や消火設備もない施設でのボランティアのサービス提供も認められるようになるようです。「専門的サービス」を受けたいと思っても、市の「ケアマネジメント」で必要と認められなければ受けることができなくなります。介護の専門性を否定している制度改定の内容と言えるのではないのでしょうか。サービス費用の上限も設定され、厳しい抑制体制となっています。</p> <p>身近にいる要支援の方々から地域支援事業になったら「通い慣れた大切な居場所がなくなってしまう」「専門職でない不安！」という声があがっています。</p> <p>軽度の認知症があっても、コミュニケーションに支障がなく、身の回りのことが一定できている方が「要支援」と認定されています。軽度の認定結果ですが、環境変化に非常に弱く、新しいことになかなか馴染めず、介護保険サービスの利用も波にのるまでは、しばしば混乱したり、不穏な状態になっていました。今では、訪問介護を順調に使えるようになっていますが、新しいスタッフの介入が困難な状況は変わりません。「給付」から「事業」へ移行されてしまうと、これまでのように同じ事業所からのサービスを続けて受けることができるかどうか分かりません。このような方々の認知症の悪化が大変危惧されます。国は、「市町村が行う事業」に対して、「事業者へ委託する場合の単価は、現在の予防給付の報酬以下とする。」と言っており、単価の低くなる利益の少ない「市の事業」を果たしてどれだけの事業所が受託するのでしょうか。</p> <p>また、市の行う事業について「サービスの質に関わる基準を国として一律定めない」とか、「ボランティアを活用するなど非専門職によるサービスの提供を可能とする。」とありますが、前段のような認知症の方や高次脳機能障害、精神疾患を抱えている人の対応をボランティアや非専門職などで果たして適切におこなえるのでしょうか。異常を早期に発見することができるのでしょうか。問題を抱えた利用者さんの、その問題への気づきに遅れは出ないのでしょうか。とても心配です。要支援の方達は、訪問介護やデイサービスを定期的に受けながら生活することで、安定した生活が送れていると思います。それらがボランティアに切り替わるということになれば一人暮らしの方をはじめ多くの要支援の方々がこれまでのような生活を続けられなくなる可能性が高くなります。</p> <p>国は、この給付抑制政策について自治体へ丸投げ状態です。自治体の職員の方々の苦勞の多い改定だと思います。高齢者や住民の要求に沿った、仕組みづくりを職能団体等と共にお願したい。</p>	<p>本条例は、指定介護予防支援を行う指定介護予防支援事業所の指定基準を定めており、介護予防・日常生活総合事業(以下「総合事業」といいます。)の実施方法について定めているものではありません。</p> <p>なお、この指定基準では、指定介護予防支援の基本的な取扱方針について、利用者の介護予防に資すること、医療サービスとの連携に配慮すること、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できること及び提供する指定介護予防支援の質の評価を行い常にその改善を図ることとしています。このことから総合事業の実施後においても利用者に対して、適切なサービスが提供できるものと考えております。</p>	無	